

次世代伝承者育成事業等運營業務委託  
入札説明書

福 島 県  
令和8年4月

この入札説明書は、次世代伝承者育成事業等運営業務委託（以下「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うため、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 次世代伝承者育成事業等運営業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日

3 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者で、かつ、4に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から施行令167条の4第2項の規定による入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去2年間に国又は地方自治体の発注における、業務委託仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ確実に履行できるものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格申請に関する書類1部を「5―(1)」に示す場所に郵送または持参により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)により、入札者に対して通知するものとする。なお、令和8年4月23日(木)15時までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 業務経歴書(様式1)
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)
- (3) 会社概要(任意様式)
- (4) 3の(4)について、履行実績を証明する書類の写し。
- (5) 資格確認通知書返信用封筒(確認通知書の送付先の住所及び宛名を記載し、410円切手を貼った速達用の長3号封筒)

5 開札までの手続に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、申請書提出先、問い合わせ先等

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

機 関 名 福島県文化スポーツ局生涯学習課

電話番号 024-521-7784

電子メールアドレス shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp

※なお、入札説明書の交付等は上記が行うほか、福島県企画調整部企画調整課ホームページにおいても公開する。(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

- (2) 入札説明書及び関連資料の配付期間  
令和8年4月16日(木)～令和8年4月20日(月)  
8時30分～17時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。最終日は15時まで)
- (3) 質問書の受付期間  
令和8年4月16日(木)～令和8年4月20日(月)  
8時30分～17時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。最終日は15時まで)
- (4) 質問書に対する回答期限  
令和8年4月21日(火)
- (5) 一般競争入札参加確認申請書の提出  
福島県文化スポーツ局生涯学習課  
令和8年4月23日(木)まで  
8時30分～17時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。最終日は15時まで)
- (6) 入札及び開札の日時及び場所  
令和8年5月7日(木) 13時30分～(開場:13時20分)  
福島県庁 本庁舎5階 企画調整課分室1(福島県福島市杉妻町2番16号)

## 6 入札書の作成方法及び提出

- (1) 入札書(様式4)を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ封筒に次の事項を記載すること。
  - ア 氏名(法人の場合は、商号又は名称)
  - イ [月日開札「業務名」]
- (2) 代理人出席の場合は、委任状(様式5)を上記5(6)の場所で提出すること。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。
  - ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札書の住所、名称、代表者氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
  - エ 1に示す宛先、2(1)に示す委託件名、日付を記載すること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5(6)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手は、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書(様式7)、納入実績証明書(様式8)、納入実績証明願(様式9)により申請するものとする。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

## 8 開札方法

- (1) 開札は、5(6)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は発注者より、次の書類について確認を受けるものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(入札参加者が本書又は写しを持参する。)
  - イ 一般競争入札出席届(様式6)
  - ウ 委任状(様式5)※代理人が出席する場合のみ。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式4号）に必要事項を記載して提出すること。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、業務委託仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。  
この場合において、当該業務仕様書等について疑義がある場合は一般競争入札業務委託仕様書等に関する質問書（様式10）により5（1）の電子メールアドレスに送付して説明を求めることができる。質問事項は、一般競争入札業務委託仕様書等に関する回答書（様式11）により回答するものとし、回答は質問者に回答するとともに入札に参加しようとする者が回答を供することができるよう、5（1）で指定するウェブページに公開するものとする。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することはできない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず、書換え、引替え又は撤回をすることができない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 郵便による入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 記名、押印を欠く入札金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を、落札者とする。また、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

## 13 落札後提出する書類

- (1) 入札金額算定根拠  
入札に当たっては見積算出根拠を明確にし、落札者は落札後速やかに見積算出根拠書類を提出すること。
- (2) 業務内容一覧  
落札者は契約書を取り交わすまでに業務内容一覧及び業務体制表を提出すること。
- (3) 提出先  
5(1)に同じ。

## 14 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

## 15 契約に当たっての留意事項

- (1) 契約保証金
  - ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
  - イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手は、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
  - ウ 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
  - オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。
- (2) 契約書等の作成
  - ア 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書（様式12）に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）  
なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）
  - イ 契約書を書面にて作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日まで契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。
  - ウ 地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。
  - エ 落札者が、発注者が指定した期日までに規定する期間内に書面の契約書を提出又は電子契約による電子署名をしないときは、落札を取り消すことがある。
- (3) 契約事項  
契約書（案）及び福島県財務規則による。

16 その他

- (1) 入札参加資格確認通知書（様式3）を受理した際、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を第三者に漏らしてはならず、本件の委託契約手続き以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときはこれを中止とする。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに、入札者が3に示す要件に該当しなくなったときは、該当入札者は落札者とししない。
- (5) 入札参加申込者又はその代理人は、入札公告において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争加入者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (6) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。